

むつ市議会第251回定例会提案理由(3)

ただいま上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第28号 むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、これまでの特定納税義務者との交渉の経緯並びに市議会特別委員会における審査及び調査の内容を踏まえ、当市に立地する使用済燃料中間貯蔵施設に搬入予定の使用済燃料に係る法定外普通税の課税客体及び税率を改める等、当該法定外普通税の創設に向けて必要な改正をするためのものであります。

次に、議案第29号 令和3年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、8,569万1,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、435億8,265万8,000円となります。

まず、歳出についてであります。衛生費には、むつ市PCR検査センター運営事業費補助金及びPCR検査無料化事業費を増額しております。ほか、商工費には、1万円で1万2,000円分の買い物ができるプレミアム付商品券事業の2次販売を実施するため、むつ市プレミアム付商品券事業費を増額しております。

次に、歳入についてであります。国・県支出金に歳出との関連において補助見込額を計上しております。

なお、むつ市プレミアム付商品券事業については、使用期間を確保する観点から、繰越明許費を設定しております。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。次第であります。

むつ市議会第251回定例会議案（3）

目

次

議案第28号	むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例	5
議案第29号	令和3年度むつ市一般会計補正予算	7

議案第28号

むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例

むつ市使用済燃料税条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

法定外普通税の課税客体及び税率を改めるほか、当該法定外普通税の創設に向けて所要の条文整備をするためのものである。

むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例

むつ市使用済燃料税条例（令和２年むつ市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条中第４号を削り、第５号を第４号とする。

第５条第１項中「次の各号に掲げる使用済燃料の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量」を「課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「前項第２号」を「前項」に改める。

第６条中「次の各号に掲げる使用済燃料の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの」を「使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量１キログラムにつき６２０円」に改め、同条各号を削る。

第１２条中「次の各号のいずれかに該当するときは、別に条例で定めるところにより」を「天災その他の特別の事情がある場合において必要があると認められるときは」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

令和3年度むつ市一般会計補正予算

令和3年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第29号

令和3年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和3年度むつ市一般会計補正予算

令和3年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,582,658千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月8日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		10,266,535	10,000	10,276,535
	2. 国庫補助金	5,324,339	10,000	5,334,339
16. 県支出金		3,052,099	75,691	3,127,790
	2. 県補助金	1,237,558	75,691	1,313,249
歳入合計		43,496,967	85,691	43,582,658

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		4,919,467	19,900	4,939,367
	1. 保健衛生費	2,936,168	19,900	2,956,068
7. 商工費		1,386,355	65,791	1,452,146
	1. 商工費	1,386,355	65,791	1,452,146
歳出合計		43,496,967	85,691	43,582,658

第2表

繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
7. 商工費	1. 商工費	むつ市プレミアム付商品券事業	65,791千円

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	4,915,350	0	4,915,350
2. 地 方 譲 与 税	227,000	0	227,000
3. 利 子 割 交 付 金	4,600	0	4,600
4. 配 当 割 交 付 金	27,000	0	27,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,933	0	11,933
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	22,700	0	22,700
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,200,000	0	1,200,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	10,900	0	10,900
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	82,305	0	82,305
10. 地 方 特 例 交 付 金	653,041	0	653,041
11. 地 方 交 付 税	11,744,050	0	11,744,050
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,367	0	4,367
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	133,011	0	133,011
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	259,127	0	259,127
15. 国 庫 支 出 金	10,266,535	10,000	10,276,535
16. 県 支 出 金	3,052,099	75,691	3,127,790
17. 財 産 収 入	36,774	0	36,774
18. 寄 附 金	248,723	0	248,723
19. 繰 入 金	2,162,198	0	2,162,198
20. 諸 収 入	2,440,168	0	2,440,168
21. 市 債	5,657,458	0	5,657,458
22. 繰 越 金	337,628	0	337,628
歳 入 合 計	43,496,967	85,691	43,582,658

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	244,486	0	244,486				
2. 総 務 費	4,839,999	0	4,839,999				
3. 民 生 費	12,467,820	0	12,467,820				
4. 衛 生 費	4,919,467	19,900	4,939,367	19,900			
5. 労 働 費	36,579	0	36,579				
6. 農 林 水 産 業 費	712,151	0	712,151				
7. 商 工 費	1,386,355	65,791	1,452,146	65,791			
8. 土 木 費	2,550,459	0	2,550,459				
9. 消 防 費	1,880,386	0	1,880,386				
10. 教 育 費	3,090,461	0	3,090,461				
11. 公 債 費	5,977,017	0	5,977,017				
12. 諸 支 出 金	5,033,106	0	5,033,106				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
14. 災 害 復 旧 費	333,681	0	333,681				
歳 出 合 計	43,496,967	85,691	43,582,658	85,691			

歳入

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 地方創生推 進交付金	512,404	10,000	522,404	3 地方創生臨 時交付金	10,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金
計	5,324,339	10,000	5,334,339			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費県補 助金	15,989	9,900	25,889	1 保健衛生費 補助金	9,900	青森県新型コロナウイルス感染症PCR検査等無 料化事業費補助金
6 商工費県補 助金	4,496	65,791	70,287	1 商工費補助 金	65,791	青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策 事業費補助金
計	1,237,558	75,691	1,313,249			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
		43,496,967	85,691	43,582,658

歳出

第4款 衛生費
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	1,204,169	19,900	1,224,069	19,900			10 需用費	9,900	むつ市PCR検査センタ ー運営事業費補助金 PCR検査無料化事業費	
							18 負担金補 助及び交 付金	10,000		10,000
計	2,936,168	19,900	2,956,068	19,900						

第7款 商工費
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 商工振興 費	614,208	65,791	679,999	65,791			12 委託料	5,291	むつ市プレミアム付商品 券事業費	
							18 負担金補 助及び交 付金	60,500		60,500
計	1,386,355	65,791	1,452,146	65,791						

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般 財源		
				国 県 支 出 金	地方債	その他			
	43,496,967	85,691	43,582,658	85,691					

むつ市議会第251回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（2）

目

次

議案第 28 号 　　むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例新旧対照表 …………… 5

議案第 28 号参考資料

むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(課税標準等)</p> <p>第 5 条 使用済燃料税の課税標準は、<u>課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量</u>とする。</p> <p>2 <u>前項</u>の重量は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量を合計した重量を 1 2 で除して得た重量とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(税率)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>使用済燃料の受入れ</u> <u>使用済燃料を使用済燃料貯蔵施設に受け入れることをいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(課税標準等)</p> <p>第 5 条 使用済燃料税の課税標準は、<u>次の各号に掲げる使用済燃料の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量</u>とする。</p> <p>(1) <u>使用済燃料の受入れ</u> <u>課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量</u></p> <p>(2) <u>使用済燃料の貯蔵</u> <u>課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量</u></p> <p>2 <u>前項第 2 号</u>の重量は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量を合計した重量を 1 2 で除して得た重量とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(税率)</p>

第6条 使用済燃料税の税率は、使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき620円とする。

(減免)

第12条 市長は、天災その他の特別の事情がある場合において必要があると認められるときは、使用済燃料税を減免することができる。

第6条 使用済燃料税の税率は、次の各号に掲げる使用済燃料の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき19,400円

(2) 使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき1,300円

(減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に条例で定めるところにより、使用済燃料税を減免することができる。

(1) 天災その他の特別の事情がある場合において必要があると認められるとき。

(2) 使用済燃料貯蔵事業者の経営の状況からみて過重な負担であると認められるとき。

